

◎ 所得税法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三十四 〔略〕 三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。 イ 居住者 ロ 非居住者のうち、年齢三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた者 (2) 障害者 (3) その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者 三十四の三 四十八 〔略〕 2 〔略〕	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三十四 〔略〕 三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。 イ 居住者 年齢十六歳以上の者 ロ 非居住者 年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた者 (2) 障害者 (3) その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者 三十四の三 四十八 〔略〕 2 〔略〕